

公開プロセス対象事業候補の選定基準

公開プロセス対象事業については、行政事業レビュー実施要領（行政改革推進会議 平成 27 年 3 月 31 日改定）に基づき、下記のとおりとする。

記

選定の基準

1. 外部有識者点検対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当する事業
【行政事業レビュー実施要領 3（1）①】
 - ア. 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの
 - イ. 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの
 - ウ. 事業の執行等に関して、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの
 - エ. 当該年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）
 - オ. その他公開の場で外部の視点による検証を行うことが有効と判断されるもの

2. 公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。
【行政事業レビュー実施要領 3（1）②】

3. 原則、事業単位で 1 億円以上のものとする。
【行政事業レビュー実施要領 3（1）③】